

## 色麻町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

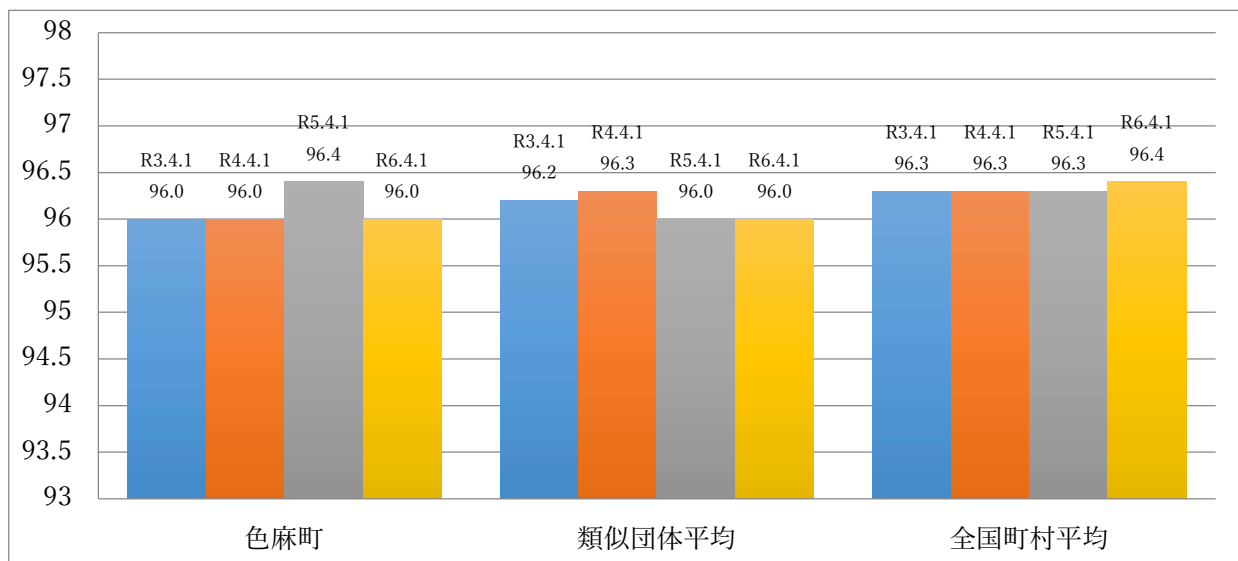
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考)令和4年度の 人件費率
令和 5年度	人 6,265	千円 5,053,506	千円 131,224	千円 976,457	% 19.3	% 20.1

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 84	千円 340,100	千円 38,856	千円 127,573	千円 506,529	千円 6,030	千円 5,540

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較する

ため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

#### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ① 給料表の見直し

[ 実施 ]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.7%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

##### ② 地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 色麻町: 支給対象外地域 ※国と同様に見直しを実施。支給該当地域に勤務した場合、その割合に応じて支給。

(実施時期) 平成27年4月1日

##### ③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
色麻町	38.6歳	287,400円	320,800円	306,646円
宮城県	42.3歳	321,390円	413,589円	357,601円
国	42.1歳	323,823円	—	405,378円
類似団体	41.0歳	303,305円	349,559円	327,177円

#### ③ 技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A/ B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A) (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
色麻町	53.7歳	3人	294,200円	312,400円	303,500円	—	—	—
宮城県	53.2歳	139人	298,719円	334,548円	316,010円	—	—	—
国	51.2歳	1,829人	288,144円	—	330,553円	—	—	—
類似団体	51.0歳	3人	282,400円	304,568円	293,301円	—	—	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分		色麻町	宮城県	国
一般行政職	大学卒	196,200円	203,800円	196,200円
	高校卒	166,600円	172,000円	166,600円
技能労務職	高校卒	164,000円	170,200円	—
	中学卒	147,100円	156,400円	—

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	262,800円	343,300円	*円	—円
	高校卒	—円	*円	361,500円	385,400円
技能労務職	高校卒	—円	—円	—円	—円
	中学卒	—円	—円	—円	*円

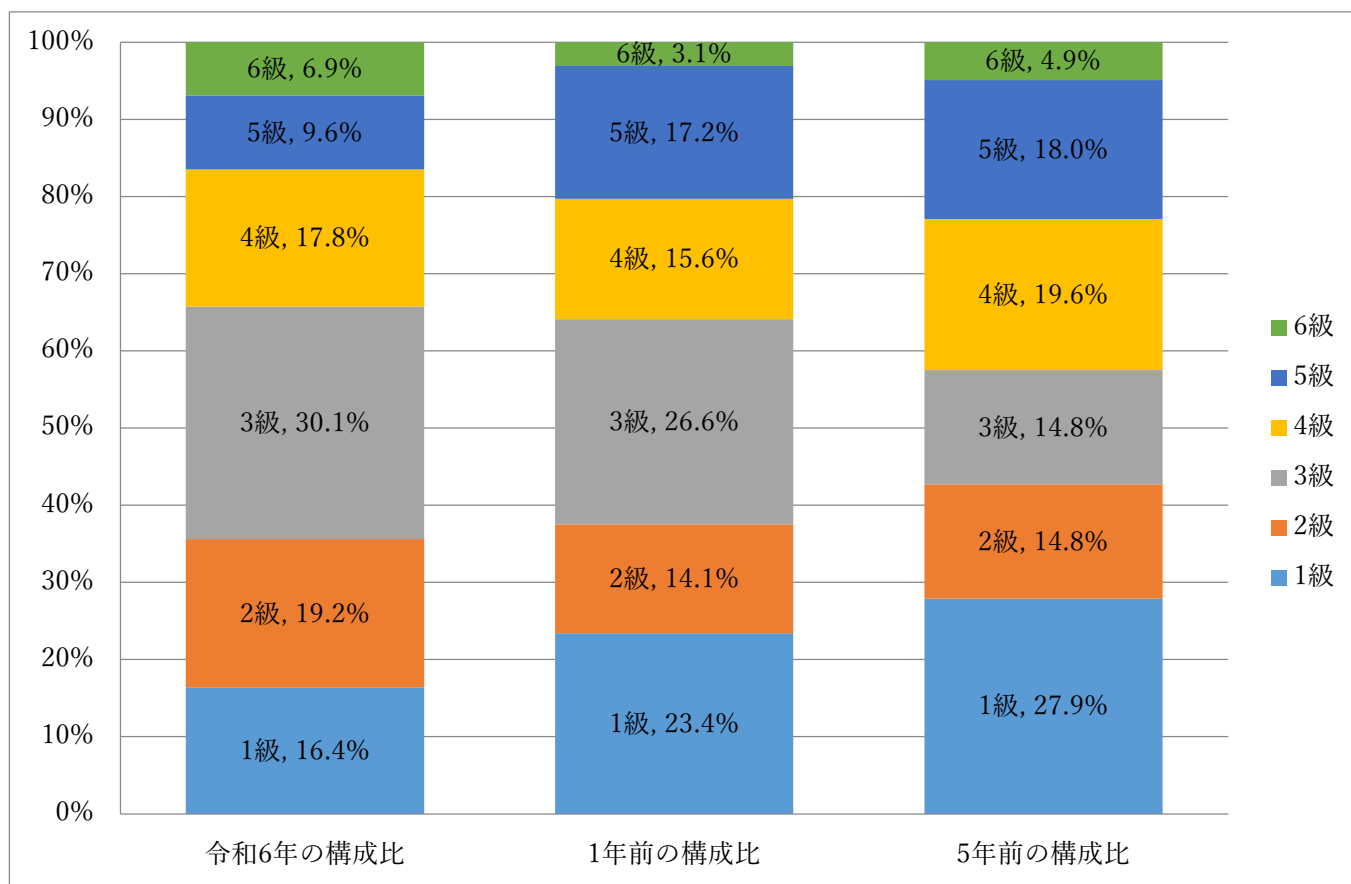
(注) 個人情報保護の観点から対象となる職員が3人以下の場合は、「\*」で表示している。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

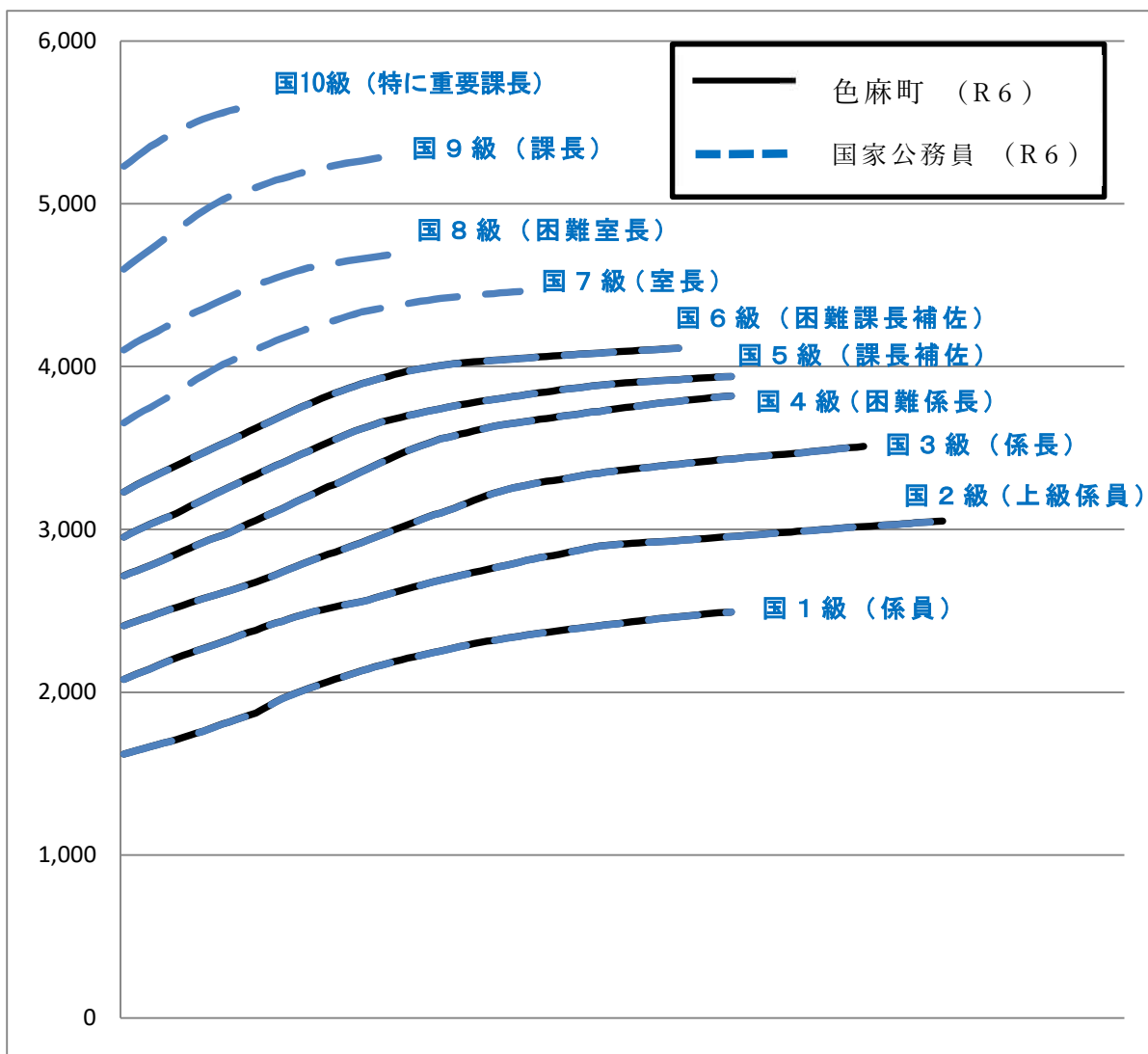
#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師、栄養士、保育士、保健師及び教諭の職務	12人	16.4%	183,500円	258,100円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事等の職務	14人	19.2%	230,000円	308,500円
3級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度の職務（主幹、係長、主査）	22人	30.1%	261,300円	354,700円
4級	困難な業務を処理する課の課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度の職務（課長補佐、次長）	13人	17.8%	287,300円	386,100円
5級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度の職務（課長、局長、所長）	7人	9.6%	309,800円	398,200円
6級	特に重要な業務を所掌する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度の職務（課長、局長、所長）	5人	6.9%	335,000円	415,700円

- (注) 1 色麻町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（色麻町）

令和6年4月2日から令和7年4月1日まで における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

色 麻 町	宮 城 県	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,323千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,704千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 （1.375）月分（0.975）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 （1.375）月分（0.975）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45月分 勤勉手当 2.05月分 （1.375）月分（0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20% 管理職加算15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20% 管理職加算10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

##### ○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（色麻町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

色 麻 町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（割増率2～20%）			定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		
1人当たり平均支給額		13,532千円			

- （注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。  
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

### (3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		196千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		196,110円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
東京都 特別区	20%	— 人	20%
多賀城市	10%	— 人	10%
仙台市・富谷市	6%	1人	6%
名取市・利府町	3%	— 人	3%

### (4) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	14,384千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	138千円
支給実績（令和4年度決算）	16,865千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	164千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(5) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶 養 手 当	1. 子 10,000円 2. 子以外の扶養親族 6,500円 3. 扶養親族である子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円を加算	同 じ	—	8,188千円	215,473円
住 居 手 当	1. 借家・借間に居住している職員 ア月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 【家賃】-16,000円 イ月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+(【家賃】-27,000円)÷2 (限度額28,000円)	同 じ	—	4,777千円	298,562円
通 勤 手 当	1. 交通機関の利用者 月額55,000円を限度に支給 2. 自家用車等の利用車 使用距離(片道)に応じ、2,000円～31,600円を支給	同 じ	—	5,657千円	78,569円
管 理 職 手 当	課長等の職にある職員に支給 5級の職員 49,600円 39,600円(参事) 6級の職員 51,900円 41,500円(参事)	同 じ	—	8,388千円	645,230円
単 身 赴 任 手 当	転勤により住居を移転し、配偶者と別居して単身で生活する職員 月額30,000円+加算額	同 じ	—	—千円	—円
寒 冷 地 手 当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)に支給地にて在勤する職員に対して支給世帯主である職員 被扶養者のいる職員 17,800円 その他の世帯主の職員 10,200円 その他の職員 7,360円	同 じ	—	37千円	37,000円
休 日 勤 務 手 当	休日(祝日・年末年始)において正規の勤務時間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給 支給額=勤務1時間あたりの給与額×135/100×勤務時間数	同 じ	—	—千円	—円
夜 間 勤 務 手 当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給 支給額=1時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数	同 じ	—	—千円	—円
宿 日 直 手 当	宿日直勤務を命ぜられ勤務した職員に支給 宿日直手当 4,400円 半日直手当 2,200円 (5時間未満の場合)	同 じ	—	—千円	—円
管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要等により勤務した際に支給 1. 週休日又は休日等に勤務した場合 勤務1回につき 6,000円 2. 週休日等以外の日の深夜(午前0時から午前5時)に勤務した場合 勤務1回につき 3,000円	同 じ	—	105千円	26,250円
災 害 派 遣 手 当 及 び 武 力 攻 撃 災 害 等 派 遣 手 当	災害応急対策等のために国又は他の地方公共団体から派遣された職員が、住所又は居所を離れて色麻町の区域に滞在する場合に支給 支給額 1日につき最高6,620円	同 じ	—	—千円	—円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 区 町 村 長	870,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 870,000円 / 523,000円	
	副 市 区 町 村 長	646,000円	700,000円 / 360,000円	
報 酬	議 長	323,000円	928,500円 / 200,000円	
	副 議 長	245,000円	316,000円 / 170,000円	
	議 員	229,000円	301,000円 / 150,000円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(令和5年度支給割合) 3.40月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和5年度支給割合) 3.40月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.44	(1期の手当額) 18,374,400円	(支給時期) 任期毎
	副 市 区 町 村 長	給料月額×在職月数×0.26	8,026,080円	任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

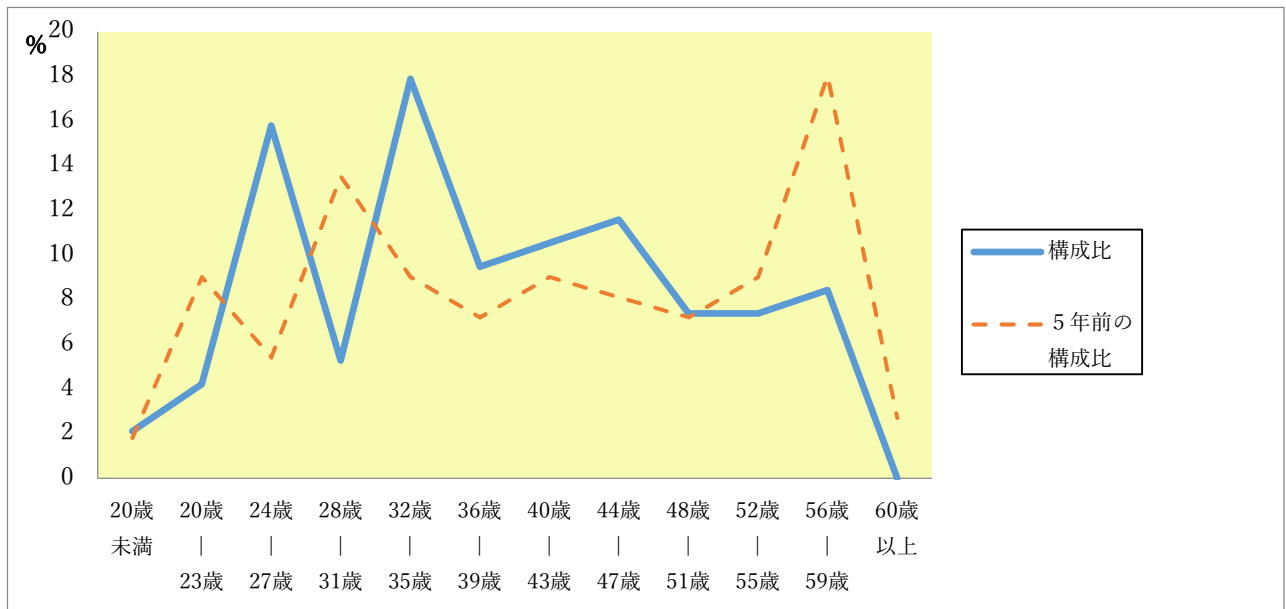
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和6年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	3人	2人	1人	※保育所の民間委託
		総務	31人	25人	6人	
		税務	6人	5人	1人	
		民生	11人	21人	▲10人	
		衛生	7人	7人	0人	
農林水産		9人	8人	1人		
土木	4人	2人	2人			
	計	71人	70人	1人	<参考> 人口1万当たり職員数 113.33人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 117.66人)	
	教育部門	13人	22人	▲9人	※幼稚園の民間委託 ※会計年度任用職員を配置したことによる減員	
	消防部門	—	—	—		
	小計	84人	92人	▲8人	<参考> 人口1万人当たり職員数 134.08人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 140.80人)	
公営企業等部門	水道	2人	3人	▲1人		
	下水	2人	3人	▲1人		
	その他	7人	7人	0人		
	小計	11人	13人	▲2人		
合計			95人	105人	▲10人	<参考> 人口1万当たり職員数 151.64人
			[110人]	[120人]	[▲10人]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	2人	4人	15人	5人	17人	9人	10人	11人	7人	7人	8人	0人	95人

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減(率)
一般行政	77	81	76	74	70	71	▲6(▲7.8%)
教育	20	21	22	24	22	13	▲7(▲35.0%)
消防	—	—	—	—	—	—	—(%)
普通会計計	97	102	98	98	92	84	▲13(▲13.4%)
公営企業等会計計	14	13	14	14	13	11	▲3(▲21.4%)
総合計	111	115	112	112	105	95	▲16(▲14.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)令和4年度の 総費用に占める職員 給与費比率
令和 5年度	千円 160,576	千円 20,135	千円 14,736	% 9.18	% 8.74

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考)市町村水道事業 平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
令和 5年度	人 3	千円 10,228	千円 1,332	千円 3,176	千円 14,736	千円 4,912	千円 6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
色 麻 町	39.5歳	284,250円	396,497円
団 体 平 均	45.8歳	337,221円	508,691円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

色 麻 町		色麻町（一般行政職・団体平均等）	
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,237千円		1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,323千円	
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05月分 (0.975)月分		(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05月分 (0.975)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

色 麻 町			色麻町（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（割増率2～20％）			定年前早期退職特例措置（割増率2～20％）		
			1人当たり平均支給額	13,532千円	

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績（令和5年度決算）			— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			— 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
東京都 特別区	20%	— 人	20%
多賀城市	10%	— 人	10%
仙台市・富谷市	6%	— 人	6%
名取市・利府町	3%	— 人	3%

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	458千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	229千円
支給実績（令和4年度決算）	793千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	264千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	1.子 10,000円 2.子以外の扶養親族 6,500円 3.扶養親族である子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円を加算	同じ	—	438千円	438,000円
住居手当	1.借家・借間に居住している職員 ア月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 【家賃】-16,000円 イ月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+(【家賃】-27,000円)÷2 (限度額28,000円)	同じ	—	210千円	210,000円
通勤手当	1.交通機関の利用者 月額55,000円を限度に支給 2.自家用車等の利用車 使用距離(片道)に応じ、2,000円～31,600円を支給	同じ	—	171千円	170,400円
管理職手当	課長等の職にある職員に支給 5級の職員 49,600円 39,600円(参事) 6級の職員 51,900円 41,500円(参事)	同じ	—	—千円	—千円
単身赴任手当	転勤により住居を移転し、配偶者と別居して単身で生活する職員 月額30,000円+加算額	同じ	—	—千円	—円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)に支給地にて在勤する職員に対して支給世帯主である職員 被扶養者のいる職員 17,800円 その他の世帯主の職員 10,200円 その他の職員 7,360円	同じ	—	—千円	—千円
休日勤務手当	休日(祝日・年末年始)において正規の勤務時間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給 支給額=勤務1時間あたりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	—	—千円	—円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給 支給額=1時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	—	—千円	—円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられ勤務した職員に支給 宿日直手当 4,400円 半日直手当 2,200円 (5時間未満の場合)	同じ	—	—千円	—円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要等により勤務した際に支給 1.週休日又は休日等に勤務した場合 勤務1回につき 6,000円 2.週休日等以外の日の深夜(午前0時から午前5時)に勤務した場合 勤務1回につき 3,000円	同じ	—	—千円	—千円
災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当	災害応急対策等のために国又は他の地方公共団体から派遣された職員が、住所又は居所を離れて色麻町の区域に滞在する場合に支給 支給額 1日につき最高6,620円	同じ	—	—千円	—円